



# 気になるこの用語

第3回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

中村 新造 Nakamura Shinzo 弁護士

東京芝法律事務所。日弁連消費者問題対策委員会副委員長。共著に『お買い物で世界を変える』（岩波ブックレット、2016年）、『Q&A 振り込め詐欺救済法ガイドブック—口座凍結の手続と実践—』（民事法研究会、2013年）など。

## 管轄

通信販売の会社から送られてきた契約書を見ると、「本契約に関する一切の紛争については販売業者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意とする」という条項が記載されていました。万が一訴訟となった場合は、その所在地の裁判所まで出向くことになるのでしょうか。そもそも、「管轄」とはどのようなものか教えてください。

### はじめに

日本には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所といったさまざまな裁判所があり、最高裁判所以外の裁判所は全国各地に存在しています。このようにたくさん存在する裁判所の間において裁判権<sup>\*1</sup>の行使を分配する定めを“管轄”といいます。

“管轄”にはさまざまな種類がありますが、今回はよく問題となるところを中心に解説します。

### 職分管轄

裁判権の諸般の作用をいずれの裁判所の職分とするかに関する定めを“職分管轄”<sup>しよくぶんかんかつ</sup>といいます。

“職分管轄”では、上訴に関する“審級管轄”が重要です<sup>\*2</sup>。皆さんもご存じのとおり、原則として、判決を求める場合の第一審裁判所は地方裁判所となり、控訴裁判所は高等裁判所、上告裁判所は最高裁判所となります（民事訴訟

法 [以下、民訴法] 311条1項、裁判所法 16条1項、24条1項)<sup>\*3</sup>。

### 事物管轄

第一審訴訟の裁判権について同一地を管轄する地方裁判所と簡易裁判所のいずれに担当させるかに関する定めを“事物管轄”<sup>じぶつかんかつ</sup>といいます。原則として訴額によって決められており、140万円以下の請求にかかる訴訟は簡易裁判所の管轄、その他の訴訟は地方裁判所の管轄とされています（裁判所法 24条1項、33条1項1号)<sup>\*4</sup>。

### 土地管轄

ある事件について“職分管轄”と“事物管轄”を持つ管轄裁判所が異なる所在地に複数存在する場合に（例えば地方裁判所は全国に50カ所存在します）、いずれの所在地の裁判所に管轄権を認めるかに関する定めを“土地管轄”<sup>とちかんかつ</sup>といいます。

“土地管轄”は、いずれの裁判所に提訴でき

\*1 “裁判権”とは、司法権の一作用として民事裁判を行う国家権力という意味です。具体的な行為としては、判決を言い渡す、証人を呼び出す、証拠を提出させる、書面を送達する等があります。  
\*2 “職分管轄”には、“審級管轄”のほかにも、①受訴裁判所と執行裁判所の区別、②人事訴訟における家庭裁判所の管轄権、③公示催告手続等に関する簡易裁判所の管轄権があります。  
\*3 例外的に、簡易裁判所が第一審裁判所となる場合は、控訴裁判所は地方裁判所、上告裁判所は高等裁判所となります（裁判所法 16条3項、24条3項）。また、人事訴訟では、家庭裁判所が第一審裁判所となります（人事訴訟法 4条）。  
\*4 例外的に、訴額が140万円以下の不動産に関する訴訟では簡易裁判所と地方裁判所の競合管轄とされます（裁判所法 24条1項）。また、高等裁判所が第一審管轄権を持つ場合もあります（公職選挙法 203条、204条等）。



るか（原告）、応訴の負担を強いられるか（被告）という点で当事者の利益に大きく影響します。冒頭の質問も、実は“土地管轄”に関するものなのです。それでは、“土地管轄”はどのように決められるのでしょうか。

## ■裁判籍——普通裁判籍と特別裁判籍

“土地管轄”を決定する基準となる関係地点を“裁判籍”<sup>さいばんせき</sup>といいます。

事件の種類内容と関係なく一般的に認められる裁判籍を“普通裁判籍”といいます。これに対してある限定された種類内容の事件についてだけ認められる裁判籍を“特別裁判籍”といいます。“普通裁判籍”のほかに“特別裁判籍”の定めがある場合、両者は競合し、そのいずれによるかは原告の選択によることとなります。

## ■普通裁判籍——原則として被告の住所地

民訴法4条1項は「訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所とする」と定めています。

そして、民訴法4条2項は「人の普通裁判籍は、住所により、(中略) 定まる」と定めていますので、土地管轄は原則として被告の住所地を管轄する裁判所となります<sup>\*5</sup>。この規定は「原告は被告の法廷に従う」というローマ法時代の原則に由来するものとされており、その趣旨は、原告のむやみな訴え提起による被告の損害を回避すること、訴えるほうが訴えられるほうの関係地点に向いていくことが当事者間の公平に資する点にあります。

なお、民訴法4条2項は、①日本国内に住所がないときまたは住所が知れないときは「居所」(住所のように生活の本拠とまではいえないが多少の期間継続して居住する場所をいいます)、

②日本国内に住所がないときまたは住所が知れないときは「最後の住所」により、人の普通裁判籍が定めるとしています。

## ■特別裁判籍

民訴法5条は特別裁判籍について定めています。以下、主なものに限定して紹介します<sup>\*6</sup>。

・財産上の訴え——義務履行地（民訴法5条1号）

債権関係を有する当事者は、もともと義務履行地において履行の提供をし、その受領をすべき者ですから、その地で提訴したり応訴したりすることは両当事者にとって便利かつ公平であるという趣旨で設けられた規定です<sup>\*7</sup>。

・不法行為に関する訴え——不法行為があった地（民訴法5条9号）

交通事故や医療事故などの不法行為は原告や被告の住所地とは無関係な場所でも起こり得ます。そのような不法行為に関する訴えを不法行為地の裁判所で審理することができれば、即時の提訴を容易にし、かつ証拠の収集、証拠調べなどに便利であるという趣旨で設けられた規定です。

・不動産に関する訴え——不動産の所在地（民訴法5条12号）

賃料未払いのために建物の明け渡しを請求する場合など不動産に関する訴えの場合について定めた規定です。不動産所在地には不動産登記簿、土地台帳、家屋台帳があり、証拠調べ（現地調査など）に便利であり、利害関係人が多く存在するのが通常であることから統一した審理が可能であるという趣旨で設けられた規定です。

・相続権若しくは遺留分に関する訴えまたは遺

\*5 他の普通裁判籍については民訴法4条参照。例えば、同条4項は、法人その他の社団・財団の普通裁判籍について、原則として「その主たる事務所又は営業所による」と定めています。

\*6 特許権等に関する特別裁判籍については、民訴法6条、6条の2が定めています。

\*7 もっとも、民法484条は、債務の弁済を持参債務としているため、債務者は自己の住所地で提訴することができる一方、債務者は不意に訴えを受けたのに遠隔地の原告の住所地で応訴を余儀なくされることとなります。これでは、民訴法4条1項の大原則(被告の普通裁判籍)に大きな例外を設けることになり、民訴法4条項の趣旨が没却されるという批判があります。



贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え——相続開始時における被相続人の普通裁判籍の所在地（民訴法5条14号）

被相続人の死亡時の住所地には相続関係者が多数存在し、相続財産の大部分が存在するのが通常ですから、この地で相続権、遺留分、遺贈等に関する訴えについて審理するのが迅速審理、訴訟経済に益するばかりでなく、訴訟関係人の提訴、応訴の便宜にも資するという趣旨で設けられた規定です。

## 合意管轄

民訴法11条1項は「当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる」と定めています。このように合意によって定めた管轄を“合意管轄”<sup>ごうい かんかつ</sup>とといいます。

この規定は、専属管轄（法律が管轄を定めているため合意や応訴によって管轄を決める余地がない場合）の定めのある場合を除き、事物管轄と土地管轄に限り（職分管轄は不可）、当事者の合意によって管轄を定めることができるものです。

合意管轄の趣旨は、そもそも法定管轄（法律の規定によって定められた管轄）は、裁判事務の公平な分担ないし審理の便宜等の公益的要求もありますが、他方、訴訟追行の便宜ないし当事者間の利害調整等の当事者の利益も合わせて考慮しているものですから、合意により双方が好都合な裁判所を排斥するまでもないという点にあります。

なお、合意管轄は、当事者の意思を明確にするために、書面でしなければならないとされています（民訴法11条2項）。ただし、申込みと承諾は別の書面でなされても構わないとされています。

また、法定管轄を排除して特定の裁判所に専

属的に管轄権を生じさせる場合を“専属的合意”といい、法定管轄に付加して特定の裁判所に管轄権を生じさせる場合を“付加的合意”といいます。いずれに属するかは合意の意思解釈の問題となりますが、特定の裁判所のみを管轄裁判所とする旨の意思表示がある場合は、専属的合意と認められると考えられています。

## 応訴管轄

“応訴管轄”<sup>おうそ かんかつ</sup>とは、原告が管轄違いの裁判所に提訴した場合であっても、被告が異議を述べずに応訴したときは、その裁判所に管轄を生じさせるというものです（民訴法12条）。なお、被告が応訴しない場合には、裁判所は管轄裁判所に移送することになります（民訴法16条）。

応訴管轄の趣旨は、そもそも管轄とは、専属管轄以外は、当事者の便宜も考慮して定められているものですから、たとえ原告が管轄違いの裁判所に提訴した場合であっても、被告が異議を述べずに応訴したときは、その裁判所に管轄を生じさせても差し支えないし、当事者間の公平や、訴訟の迅速処理にも資するという点にあります。沿革的には合意管轄の変形として発達したものとされています。

## おわりに

冒頭の質問は、合意管轄（専属的合意）に関するものです。この契約書に署名捺印すれば、「販売会社の本店所在地を管轄する地方裁判所」に専属管轄を認めるという効果を持つこととなります。そのため、遠方の地方裁判所で裁判を受けることになる可能性があります。契約書にサインする際にはこのような管轄についての規定にも注意してください。